

平成24年度 第3回安城市男女共同参画審議会 会議録（概要）

日 時 : 平成24年9月21日（金）15:00～16:30
場 所 : 安城市役所 第10会議室
出席委員 : 旭委員、船橋委員、池端委員、稲垣委員、菊池委員、榊原真由美委員、重田委員、
柴田委員、林委員、（9名）
欠席委員 : 糸委員、榊原ちさと委員、丹羽委員（3名）
傍聴者 : なし

1 あいさつ

2 議題

（1）第3次安城市男女共同参画プランの素案について

資料1・資料2に基づき説明

（質疑回答）

林会長:

どうもありがとうございました。今日はたくさんご説明いただく資料があるので、一旦この資料1、2で区切りとしまして、何かお気づきの点、質問等がありましたら発言をお願いします。

池端委員:

会議の冒頭に「市民憲章」を配るが、これはもったいなくないでしょうか。これで3枚目であるので、今回でもうやめにしませんか。今もらったものを、次回も使うということではだめでしょうか。

第3次プランをつくるわけでありますが、各市で男女共同参画プランをつくることを進めていて、各市でこういった経費をかけてやるが、これを碧海5市で、共通の認識を持ってやれば、もっと大きなかたちで男女共同参画プランを進められるのではないかと思うのですが、なぜ安城市という小さいかたちで第3次プランを進めなければいけないのでしょうか。やはり碧海5市にまたがっている企業もあるし、もう少し大きな視野でこういったプランをたててもいいのかなと思います。県でもこういった資料を出しているのでもっと県に沿ったかたちで進めれば、経費も削減できるし、その経費が浮いた分で、もっと男女共同参画を進めてはどうかと思います。

林会長:

根幹に関わるご質問でしたが、いかがでしょうか。

事務局:

先ず市民憲章の話の方から説明させていただきます。毎回お配りしてきたというご指摘をいただきましたので、今回以降は置いて行っていただいて、こちらの方で用意をしておきます。前のを使う方はそれでもいいですし、忘れてきてしまったという方には、前回の置いて行ったものを見ていただくというかたちに変えさせていただきます。

2点目のこの計画については、男女共同参画プランに限らず計画自体は、市町村単位で計画を策定しております。基本的には、国の根本的なプランがあり、法律があります。それに基づいて県がつくり、国、県のを踏まえて市がつくるということになっております。5市で共同して計画をつくれればいいということですが、そういう計画もありますが、やはり市毎に行政組織も、財政も違うということから、基本的には、国、県の計画をある程度下敷きにはしておりますので、ゼロからつくっているわけではないので、その辺りで節減しているかなと言えらると思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局:

理想を言えばおっしゃられる通りだと思います。ただ、現実論の中で唱えていったところで、5市間で、同じものをつくるという場合も同じ程度の進捗状況で、同じような取組みをしていればそういったことも可能かと思えます。最後に条例で、こういったものでつくっているということで定めておりますので、今は難しいかと思えます。ただ、市長はいろんなところで、5市で共通で出来ることは、行った方がいいのではないかという話はよく出ております。ただ仕組み一つをとっても、どれを取るか、もめてしまってなかなかまとまらないというのも現実のところでございますので、よろしくお願いいたします。

菊池委員:

今の説明の中で、安城市に対して女性の方への対応が低いという表現がたくさん出てきますが、そうした中で、ある程度女性の方には年齢的な制限がかかるなど、それなりの経験を積んで、資格を取ってから、上のものが判断をしているという仕組みになっているのかなと思うのですが、そこら辺のことを、少しでも改善するようなかたちで検討していただいて、男女共同参画に合わせたかたちで、行政に取り組んでいただければいいのかなと思います。

林会長:

ありがとうございます。今の菊池委員さんのご発言に対して、事務局の方から何かコメントはございますか。

事務局:

ご指摘ありがとうございます。女性の管理職の登用については、地方公共団体だけでなく、民間の企業の中でも、大なり小なりいろんな問題があるのかなと思います。安城市だけに限って言えば、こういったことが進まないのは、一つは制度的な問題や、男性、女性のいろいろな問題があると思うのですが、昔は採用段階で、男性が将来的な、女性が補助的なという考え方がありました。ですから現在管理職に達している年齢の方には、男性の方にも女性の方にもそういった意識が若干あるのではないかと思います。ある面では、女性の中にも「私はそんなつもりはない」と思っている面もあるのではないかと思います。将来的には、当然今の若い世代は、採用段階で、同等に採っているし、そういう意識で入ってきていると思いますので、将来的にはアップしてくると思います。これについて、数字的に低いのは事実ですので、一方的に上昇させていくことも必要ですが、ある面からは逆差別になってしまうので、垣根をとって、同等であれば、同様に対応していくという考え方でお願いします。

事務局:

一つ補足ですが、今説明した通り、年齢構成の要件もありますが、課長職は、今までは補佐になったら3年間経験を積んでから、課長の試験が受けられるという条件でしたが、それも今年度

より改められ、課長補佐でも優秀な人は1年目から登用試験を受けていただいて、登用に取組んだりしています。過去の中では、女性の管理職をつくろうとして、補佐から課長へあがられた後に続けて辞められてしまったことがあります。それは私も同じ職場にいたので覚えています、せっかくなられたので、もうしばらくいていただきたかったということがあったのは事実です。ただ、今遅々として進まない状態ですが、人事としても登用のことは進められておりますので、よろしくをお願いします。

林会長：

市の現状をおっしゃっていただきました。

旭委員：

逆差別になるほど、問題が進んでいけばうれしいことです。おそらくその事態はやってこないと思うのですが。女性の登用と、一言で簡単にいいますが、私もいわゆるあて職としてここに来ることは多いですが、会の代表ということで、市の方から依頼が来てしまうと、どうしても男性に偏りがちです。そここのところを、例えば副代表まで含めていただくとか、貴団体から適切な方を、というかたちで参加依頼をしていただけると、女性が来る可能性が増えてくると思います。どうしても、最初に一人で女性がそういう会議に出ることは、私くらいの心臓があってもかなりきついことです。やはり複数で登用される方が、安心して発言ができるので、クォーター制度とまで言わないですが、登用を増やすときの配慮として、そういうことをご意向いただけたらありがたいと思います。複数ということと、副の人でもいいということで、言っていただけるとうれしかと思います。その一番良い例が、農業委員で、安城市は群を抜いて女性の登用が多いようです。農業委員というのはどの市町でも男性に占有されている委員会であるにもかかわらず、女性が多いということは、女性たちの頑張りもあると思いますが、最初から登用のときに複数採ってくださったというあたりが、効果を上げているところだと思いますので、小さな具体的な方法ではありますが、ご配慮いただけるとありがたいと思います。

林会長：

具体的な方法まで踏み込んで、ご提言をいただきました。事務局より何かコメントはありますか。

事務局：

今後は、審議会等の女性委員の割合が少ない状況ですので、関係する各課において、女性委員を登用できるように、代表だけでなく、副代表までも含めて参加いただけるよう進めていきたいと思っています。

事務局：

旭委員から、農業委員のお話をいただきまして、私もお話させていただきます。私は、以前は農務課におり、その辺のことは若干承知しておりますが、やはり農業委員というのは、旭委員もおっしゃられた通り、土地そのものを持ってみえる方で、多くは男性が継承している傾向が強いので、地区で選挙にて選ばれると、当然男性が多いです。安城市は4名の方がいらっしゃいますが、市議会議員が審議会等に入っていたのをチェック・アンド・バランスの観点から市議会議員が審議会等に入るのをやめて、議会が農業委員の方を推薦したことで4名入っていただいたという経緯がございます。そういうことがありますので、その時のタイミングなどもあるかと思いますが、できるだけ、機会を設けて農業委員会に限らず、少しでも女性に参画していただけるよう

なかたちとしてとらえていただきたいと思います。

それから1点目の団体等の代表であります、あて職で代表でなければ困る場合もありますが、団体の方から推薦していただける方であれば、できるだけ女性の方を、というようなことにもなります。我々もお願いするときに、できるだけ女性を推薦していただきたいというふうにも、お願いすることもあるのですが、やはり該当する方がお見えにならないということで、男性になってしまうこともございます。そういったことも、今後はもっと配慮いたしまして、女性の割合が増えるようにしていきたいです。しかもある程度複数でないやりづらと思いますので、そういったことも含めて考えていきたいと思います。

林会長：

ありがとうございました。もう1つ2つありましたら、お聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

池端委員：

ものすごく独創的な考え方ですが、例えば次に課長になりそうな人を、ある程度審議会に出るような方で、市民から見てこの人なら課長に推薦できるのではないかという人を、審議会などで投票してみて、その資料も参考にした上で次の課長を決めたいのではないのでしょうか。その中で、旭さんのように、女性を推薦したいという方がおられれば、女性に投票すればいいわけなので、市役所の職員の目だけで見るのではなくて、実際に市民の目から見て、この人を推薦したいという仕組みができれば、それは理想ですが、そういったかたちになれば、もっと男女参画というのは進むのではないのでしょうか。

林会長：

何かコメントはございますか。

事務局：

ユニークな提案をしていただきまして、大変ありがとうございます。それが、特別職であれば、大丈夫かもしれません。一般職であるので、お客さんの投票で課長や部長を決めるというのは、なかなか難しいと思います。労働者の権利というのがありますので。女性の管理職が少ないというのは、候補者の中に現実問題として、女性が少ないということがあります。安城市では、課長試験があります。課長試験を受けるためには、補佐になって3年目に試験があり、受かると一番早い方で4年目からということになっております。まず補佐にならなければ、課長になることはありえないといったことがあります。投票というのはなかなか難しいことがあります。昇格基準というのがあり、地方公務員や、各企業でも、恣意的な人事が可能になってしまうと、逆に良くない悪用される部分があるので、一定の部分で守られているところもあります。そのことによって、昔から年功序列ということがあり、市役所の悪い部分であるかもしれませんが、逆に、公正な行政を保つためにそういった部分もあります。なかなか投票は難しいかなと思います。ユニークな提案として、昇格という部分では難しいかもしれませんが、いろんなところで、そういったことができれば、参考にさせていただきたいと思います。

林会長：

ありがとうございました。白熱した議論で、興味深く聞かせていただきましたが、たぶんこの審議会でこれからつくろうとするプランというのは、どういう仕組みで管理職をつくっていくかとか、どういう仕組みで責任の重い立場の女性をつくっていくか、ということもあるとは思

のですが、もう一つはそういうところにチャレンジしてみたいという女性をたくさん育てるとか、チャレンジしようと思っている人の足を引っ張るような古い意識とか家事だとか育児だとか、介護などの社会的なもので補えるようなものが本当はあるのかもしれないですが、女性としての責任を負わされてしまったがために、そういうところにチャレンジすることができないというふうなことは良くないということで、平等に参画できる社会をつくるためのプランにしようということだと思いますので、今ご発言いただいた仕組みについては、またどこかで活かしていただけるところがたくさんあると思います。このプランの使命というのは、そういったところですので、ひょっとしたらそういう昇格の仕組みも昇任の仕組みも男女共同参画の視点で見ると遜色のないような仕組みであればいいので、そういう仕組みづくりもそれぞれの会社や公共団体でつくれるようにプッシュできるような中身になればいいのかなと、私の立場では思いました。ありがとうございました。この後も資料がいくつか控えておりますので、資料のご説明をお願いします。

事務局：

資料3・資料4・資料5に基づき説明、キャッチフレーズのご意見シートの説明

林会長：

ありがとうございました。何かお気づきの点、ご質問がございましたら、お願いします。

柴田委員：

資料4の施策一覧の網掛け部分の23ですが、「審議会等委員に公募市民が増えるように情報提供をする」というのがありますが、具体的にどんなイメージの情報提供があるのか、もしございましたら、教えていただきたいです。

事務局：

各種審議会の開催状況だとか、議題とか、委員名簿を安城市のWEBサイト上に掲載しているのですが、審議会の市民公募についても、募集の際にWEBサイト上で公表しています。それだけでは、と思いますので、市では人材養成講座を行っておりまして、そちらの修了生に、リストということで、登録していただいていますので、そちらの活用をさせていただいて、市民公募が増えていくということです。人材リストについては、情報提供の仕方についてはまだ検討中ですので、このプランがつけられるのにあたり少し活用方法を検討して、少しでも市民公募が増えるようにしていきたいと思っていますところでは。

柴田委員：

先ほど旭様がいいヒントをおっしゃっていたかと思うのですが、例えば女性が多いとか、安心して参加できるという情報を合わせて載せていただけるとありがたいと思います。

林会長：

今のところで少し思ったのですが、ようするに「〇〇審議会では、市民公募の人数は何人ですよ」としてどうぞ応募してくださいというふうに公募するわけですよね。そこにたくさん女性が応募していただけるように、いろんなかたちで情報提供していかれると思うのですが、公募の枠そのものを増やすというのはどこで審議をしていただくのでしょうか。

事務局:

審議会の市民公募の人数を増やすというのは、市民参加条例を施行し、設置した審議会があるのでその会議にかけ、市民公募枠何名までというのを設定しているわけではないですが、議論の対象にはなるので、少しずつこれから市民公募を増やしていけるようにと思っておりますし、こちらの方で統計もとっています。まだ少ないですが、少しずつ増やしていこうということでやっております。市民公募については、女性が圧倒的に多いので、市民公募がある審議会は、他の審議会に比べると女性が多いかと思えます。

林会長:

その辺のことはデータをあらっていただければ客観的なことがわかると思いますが、公募の枠があまり少ないと、こんな少ない枠のところに応募していいかということがあるとすると、枠そのものが、ハードルになっているのかもしれないと今少し思いました。しかるべきところで、ご審議いただければと思います。

事務局:

こちらの審議会の方で図っていきたいと思います。

事務局:

今の説明について少し補足しますが、安城市として市民参加条例に基づき市民参加を増やしていきたいと考えておりますが、現実問題として、公募が少ないという問題があります。もう一つ、市民参加の面でこういうことを積極的にPRして、そういうことをなんらかのかたちで進めていかなければならないのですが、現実問題として、なかかなか市民公募をしても応募者がそれほどいないというのが実態です。あまり枠を多くとって定員割れしてしまうことがあるので、そういう中で考えて行きたいと思えます。一つは、参加をもっとしていただけるようなかたちのことを進めていきたいと考えております。

旭委員:

簡単なことからですが、資料4の4ページ、項目76ですが、これは大きなテーマだと私は思っているのですが、表現の仕方で、「DV被害」というように「被害」という言葉を入れています。他のところは入っていないので、女性から男性にだけ「被害」という単語を使うことに違和感を覚えました。それは、統一された方がいいのではないのでしょうか。

基本の「基」の方が、この第4項目の総タイトルで、小さい方の体系の「基本目標」で、この第4項目は、「女性に対する暴力の根絶」というタイトルになっています。そのタイトルを変えた理由は先ほど説明されたので、なるほどと思うのですが、その中で決めた具体的施策が、今度は女性から男性へのということまで含ませようとすると、逆に大枠の基本目標は「女性に対する」としたことが、矛盾を起こさないのかなと少し思えます。絶対に76番の項目は必要だと思います。これもただ周知するだけでなく、なぜ女性が男性に対して、身体介護も含めてやらない、特に弱ってきた男性への加害というのはいえませぬ。それは外へ出にくく、女性自身も自覚しにくいので、単なる周知だけでなく心のケアまで含めた相当広い対策が必要になる時代が来るであろうと思うのですが、そこまで見通しているのであれば、女性に対する暴力がかえって矛盾してしまうかなと思えます。もう一度お考えいただければ嬉しいです。施策76を削るというかたちで解決してしまうといけないので、ここに女性に対する、があってその下の下に、女性から男性へのDVと入ることが、うまく説明することができるようにしていただけたらいいかと思えます。こ

れはどちらも非常に重要なことですので、気にせず読み通せば大丈夫かもしれませんが、ちょっと確認しておいてください。

林会長：

これは、国の基本計画とか、県のものを参考にされていると思うので、その辺りのご事情を少し説明していただければ、と思いますがいかがでしょうか。

事務局：

国の方では、第3次男女共同参画基本計画、県の方でもあいち男女共同参画プランが女性に対する暴力というカタチで、同じ項目ということもあり、こういうカタチでさせていただいてはいます。ただ、旭委員がおっしゃられた通り、男性へのDVも重要になってくるころではあるので、入れる方向では考えて行きたいですが、女性に対するというふうに入ってしまったので、整合性がとれないと、やはり皆さん捉えられてしまうようでしたら、少し検討しなければいけないと思います。男性への被害というのも、今すぐにはなかなか表面化されないかもしれませんが、この第3次が終わり、4次の段階でもう少し取り組まなければいけない課題になってくるかもしれないので、今の段階で少し入れておいた方がいいかと思います。

林会長：

ありがとうございました。宿題というところになるわけですが、なかなか悩ましいところあります。

榑原委員：

資料5の3ページ、「DV啓発活動回数」が5回挙がっています。これは大変ありがたいことではありますが、具体的にどんなことを、といことがわかっていれば、少しご説明いただきたいのですが。

事務局：

DVの啓発活動については、11月12日から25日までに、女性に対する暴力をなくす運動が国の方からありまして、安城市のWEBサイト上や、広報あんじょうにも載せる予定になっています。それから、ソロプチミストさんと協働でつくった、DVのミニカードというのを、各公共施設、安城市役所内の女子トイレにもすべて設置してあるのと、病院やデパートにも設置しております。それから、「男女共同参画ってなあに？」という中学生向けのリーフレットを作成し、中学3年生の全員に配布し、今後はデートDVとか、女性から男性への被害の周知も含めて、少しリーフレットを見直すことも考えております。ここからは、検討段階ではありますが、市民活動グループの方に、情報提供をしていただきたいと思いますと思ひまして、ヒアリングをしたところ、DVに関する情報提供が欲しいということで、いくつかいただいています。そういうカタチで検討しております。あとは、若者向けの研修だとか、そういうところは、これから検討させていただこうと思っておりますので、5回というカタチで入れさせていただいております。

榑原委員：

ありがとうございます。啓発活動が今後一番の大きな問題であり、大事なことであろうと思ひます。それについて、もう一つですが、資料3一番下、IV女性に対する暴力の根絶で、19「DVの被害者や虐待を受けている児童に対する支援の充実」というところがありますが、DVをしてしまった側のフォローというのは、考えていますか。例えば、DVを受けて一時保護施設に子どもや女性が入ると、なかなか帰ることができないのです。といのは、環境が整うか相手が変わる

か、離婚するか、別居するかでなければなかなか元へは戻れないので、そういった問題もあるわけです。海外になりますと、男性に対するカウンセリングが高く評価されていて、結局落ち着くところに落ち着きたいということや、男女のことなのでまた寄りが戻るなど、本当は離婚したくないという根本の問題もある中で、加害者に対するフォローというのは、まだ少し安城市にとっては先の話であり、今の安城市では相談件数が少ないということなので、今後の大きな課題になるのではないかと思います。この先そういうことも少し頭の中においていただけたらなと思います。

林会長：

ありがとうございました。何か今のご意見でコメントありますか。

事務局：

加害者に対する、更生についてですが、所管課の子育て支援課や相談を受けている市民課とは協議をしているのですが、加害者支援というのは、今の段階では少しデリケートな問題であることと、法律の整備とか、裁判所との連携なども全てクリアになってからでないと、身の危険もあり、市民活動グループの方でもなかなかできないということで、市の方でもそこまで踏み込んでいないのが現状です。ただ、今後必ず問題として挙がってくるところではありますので、プランの施策の80に「DVの実態把握に努めるとともに被害者や加害者が適切な相談を受けられるよう相談機能を充実し、その周知を図る」ということで、相談にくることがあるかどうかわかりませんが、加害者に対しても相談を受けられるようにしていこうということで、体制を整えて行くために、次のプランを見越した対応を入れているところであります。

林会長：

大変難しい課題であります。方向性としては、きちんと示すということですので、ご検討ください。

重田委員：

資料5の目標値に対する考え方に関しての確認ですが、資料3にある、男女共同参画社会の実現というものを最終ゴールとしていて、それに対して資料5で、数値目標があった方がいいということで、目標を立てられているのは非常にいいと思います。ただ、男女共同参画社会の実現という究極のゴールが最終目標として、おそらく第3次プランに目標値が書かれていますが、最終ゴールをイメージして、そこから逆算しての目標値なのか、それとも第2次で終わった時点で、そこから着々と上乗せてして、ゴール地点へ向かっていくための数値なのか、その辺の考え方は、なかなか男女共同参画のための数値として何パーセントと決めるのは難しいかと思いますが、普通の決め方であれば、最終ゴールの数字を出しておいて、第3次、第4次、第5次でやれることをやればいいと思います。例えば資料5の3ページの24で「子育て支援センター設置数」というところで言えば、実績が5か所で第3次の目標も5か所なので、これが本当のゴールは10か所を目指したいが、予算的な都合で今回は増設はやめようという考え方なのか、ゴールは達成してしまったから、今回も維持という考え方なのかわからない部分もあるので、もし最終ゴールの目標値が出せるのであれば、例えば3次プランの横にもう一行つくって「最終ゴールはこれだけにしたい」というのがあれば、第4次、第5次にむけてもっとわかりやすいのかなと思います。ただ、最終ゴールの目標数値を出すのは難しいということも、承知した上での意見だとお考えください。

林会長:

これはいかがですか。

事務局:

目標値は、29年度の段階でどれくらいか、ということで、各課と調整して出しているもので、最終ゴールではないというところがあります。子育て支援センターの設置数なども、29年度時点の数値で入れているので、最終ゴールというのが、少し所管課と検討しなければならないところですので、そういったところがあるとわかりやすいと思いますので、一度こちらで検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

林会長:

随時関係各課で、こういうことが出ましたということで、意見徴収していただけると、いいと思いますので、よろしく願いいたします。

稲垣委員:

資料5の21の「女性対象防犯教室の参加者数(年間)」ですが、私は高校生の娘がおりまして、最近も不審者が出るなどという情報が学校から来ています。女性自身のわきが甘いと思うところがあり、自分の身の危険は自分で守らなければいけないということを娘にも伝えているので、こういう防犯教室というものは、若い子たちから一斉に学校で知識を与えるような教室をやっていたらと親としては安心かなという気がします。

林会長:

ありがとうございました。これはたまたま稲垣委員さんからご発言をいただきましたが、60人というのは、妥当な人数でしょうか。ようするに、市民安全課からは60人という数字が来たのですよね。

事務局:

目標値としては年間60人くらいでしたいということです。詳しくどのくらいの推移で60人と出しているのか、そこまでは確認していません。

林会長:

60人というと、安城市の女性人口からすると少ない気がします。

事務局:

警察署と一緒に、もう少し確認をさせていただきます。

旭委員:

指導者の養成かもしれないですね。

林会長:

そうですね、指導者の養成かもしれませんね。

時間も押してまいりましたので、他にないようでしたら、今日の議題はこれで終わらせていただいて、事務局の方へお返ししたいと思います。

3 その他

事務局:

今後のスケジュールについてお伝えします。本日の委員の皆さんのご意見を踏まえ、今後第3次プランの関係課で構成しております作業部会の第2回目を開催させていただきます。その最終調整後にプランの素案を完成させていただく予定です。次回の審議会では、作成した素案を、パブリックコメントにかけることについて、ご審議いただきたいと思います。日程については11月12日(月)10:00~11:30を考えております。一度ご予定をご確認いただいてから、お願いしたいと思います。よろしく願いいたします。後日、開催通知をお送りしたいと思います。事務局からは以上です。

事務局:

ありがとうございました。本当に長時間に渡り慎重にご審議いただきまして、ありがとうございました。先ほど、冒頭で林会長の方から、「発信力」、「受信力」というお話がありました。今回キャッチフレーズをお願いしています。パッと目につくキャッチフレーズというのは、受信される方の目を引くと思いますので、そのように目を引くいいキャッチフレーズがありましたら、お願いいたします。

それでは、これを持ちまして、平成24年度第3回安城市男女共同参画審議会を終了します。ありがとうございました。